主 文

原判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役四月に処する。

但し、裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予する。

押収にかかる物件のうち杉丸木材九八〇・五八石は、これを没収する。 原審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人鶴和夫の控訴趣意は記録添付の同弁護人名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意第一点の(一)及び(二)について、

原審第六回公判調書によれば、原審検察官が訴因変更申請書を朗読したのに対し、これを許す旨の記載のないことは所論のとおりである。刑事訴訟法第三百十二条によれば、裁判所は検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因の変更を許さなければならないとしているので、〈要旨〉この場合には、裁判所はその許可の決定を要する趣旨のようである。しかし公訴の提起は検察官の職責であつ〈/要旨〉て、裁判所はその提起された公訴の範囲においてのみこれが審判をなすものである。そして提起された公訴事実における訴因の変更は検察官のなすところのものであり、裁判所の決定によつて変更されるものではない。

訴因が変更された場合、公訴事実に同一性がある限りにおいては、必ず許されねばならない。ただその同一性あるや否やについては、疑のある場合が多いのであるから、その同一性を害するものと認むるときには、このことを明らかにするために、これを却下すれば足り、許すときは形式的な決定をなすに越したことはないが、必ずしもこれを必要としないものと解するのが相当である。所論は右と見解を異にするもので採るを得ない。

同第一点の(三)について

同第二点について、

原判示事実とその挙示の証拠によれば、被告人は当初正式の免許を受け得るものと信じその免許を得て朝鮮に輸出する目的で判示木材を買入ができるかった。 を日丸に船積し門司港に廻航したが正式の免許を得るとがでしたが、元来市の開門司田の浦港を出帆し一応博多港に合いたが、元来市でしたが、支払上のである。 おは朝鮮に運搬輸出すべきものであったし、なお右木材代金の大の運航ので、その支払時期も追つていたので、その調達を急ぐの領別して部分は大力にはので、その運航のといたので、その連続に対して明がない。 許を受くることなくそのまま、判示木材を船場に対して朝鮮に行ったようとにが、そのを期待しれがの場所に達が、のようとはが、といるのとしたの担かなが、そのにはなく、のではないのはである。そのにはなく、その犯罪のとはを対しているのようはにいるのとのとしたの判決には所論のような違法はない。論旨は理由がない。

同第三点について、

本件記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われた事実並びに所論の情状に照らすと原審の被告人に対する科刑は重きに過ぎ刑の量定が不当であると認められるので刑事訴訟法第三百九十七条により破棄を免れない。論旨は理由がある。

そして当裁判所は本件記録及び原裁判所において取り調べた証拠によつて、直ち に判決をすることができるものと認めるので、同法第四百条但書に従い更に判決を することとする。

原判決の確定した事実を法律に照らすと被告人の所為は裁判時法によれば昭和二十五年法律第百十七号第七十六条第二項に、行為時法によれば昭和二十三年法律第一〇七号第七十六条第一項に該当するが、その法定刑に軽重があるから刑法第六条第十条に則つて軽き行為時法により所定刑中懲役刑を選択し、その刑期範囲内において被告人を懲役四月に処し情状により裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予すべきものとし、押収にかかる物件のうち主文第四項記載の木材は右法律第一〇七号第八十三条第一項に従いこれを没収し原審における訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条により全部被告人に負担させることとして主文のとおり判決する。

(裁判長判事 白石亀 判事 後藤師郎 判事 大曲壮次郎)